

個別指導計画の作成について（通級指導学級（言語障害学級・難聴学級・弱視学級））

- 1 「個別指導計画」は「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」に示された、「学校での支援」を具体化した指導計画です。

「個別指導計画」は、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、より具体的に指導目標や指導内容、方法を設定して、作成していきます。

- 2 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」が長期的な計画であるのに対し、「個別指導計画」は学期ごとなどに指導と評価を繰り返す短期的な計画です。

「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の内容を踏まえて、「個別指導計画」の短期的な目標を設定します。

このとき、段階的な短期の指導目標が達成され、それがやがて長期の指導目標の達成につながるという見通しをもって指導を計画することが重要です。指導計画において

「短期的な指導目標の設定」→「具体的な指導内容」→「評価」→「短期的な指導目標の設定」→・・・のサイクルを大切にしてください。

- 3 「通級指導学級」では、個々の児童・生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導を行うことが基本であるため、学校生活の具体的な場面（片付けや提出物の管理、着替えや集団行動など）、教科学習における配慮（読み書きや計算、得意・不得意な学習、ノートの使い方、話し合いへの参加など）、さらには、対人関係（コミュニケーションの特徴、集団参加）、学級経営上の配慮（周囲の児童・生徒の理解など）について、日常の観察などから実態把握を行い、当面の指導目標や支援の手だてなどを考え、記入したものを保護者に示していきます。

指導の具体的な目標や内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す、自立活動の内容を参考に定めます。

「通級指導学級」での指導を受けることが決定した場合は、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の内容を踏まえて、本人・保護者との合意を図り、個別指導計画を作成し、個別指導計画に従って指導をしてください。

評価の場面では、指導内容を受けた評価や所見等を記入し、保護者面談等を通して、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」の内容を踏まえ、在籍校と連携しながら本人・保護者へ伝えてください。

- 4 「個別指導計画」の様式については、「学校生活支援シート」を踏まえた本人や保護者の願い、児童・生徒の目標、指導の手だて、評価（成果と課題）、在籍校との連携についての項目を必ず設定しながら、学校の実態に応じて作成します。

連携型個別指導計画の作成について（特別支援教室）

1 「連携型個別指導計画」は「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の目標や支援の方針を踏まえて、在籍校が作成します。また、児童・生徒とその保護者の思いや考えを確認しながら作成します。

2 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」が長期的な計画であるのに対し、「連携型個別指導計画」は学期ごとなどに指導と評価を繰り返す短期的な計画です。

① 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の内容を踏まえて、「連携型個別指導計画」の短期的な目標を設定します。

このとき、段階的な短期の指導目標が達成され、それがやがて長期の指導目標の達成につながるという見通しをもって指導を計画することが重要です。

指導計画において「短期的な指導目標の設定→具体的な指導内容→評価→短期的な指導目標の設定・・・」のサイクルを大切にしてください。

② 指導目標を設定するためには、以下の3つの要素を踏まえると、より具体的な指導目標になります。

・指導場面を限定して記述する。【場面・対象】

（例）在籍学級で友達に、小集団指導の場面で教員に 等

・数値や量などで表すか、具体的な内容を記述する。【量・手段】

（例）言葉カードから選択し、先生の良いところを1つ考え、 等

・具体的に想定される動作や表出を記述する。【動作・表出】

（例）登場人物の気持ちを想像する。相手に合わせた言葉づかいができる。 等

3 「校内委員会」等において、巡回指導教員や巡回相談心理士等の意見も踏まえながら、様々な観点から、「すまいるルーム」での指導目標や支援方法等を協議・検討します。このとき、在籍学級担任を中心に、児童・生徒のよさや可能性、それまでの指導の成果等も含めて、議論していくとよいです。

議論・検討された内容と、指導根拠である自立活動の内容区分を必要な項目を確認し、指導目標の項目を起こします。その目標を達成するための手だてを表すことで、やるべき指導が明確になると考えられます。

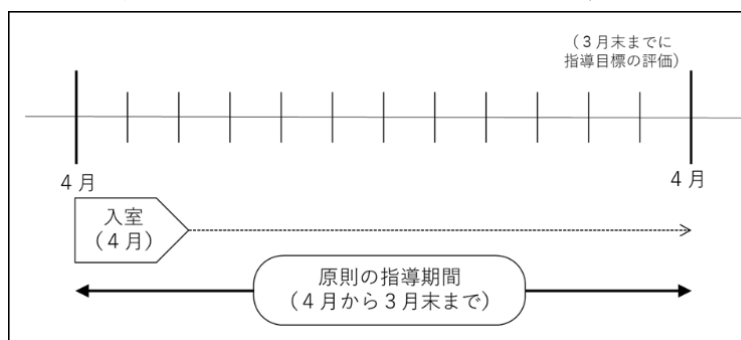
また、達成状況を把握し、検証するため、評価を明記し、在籍学級への復帰に向けたさらなる指導の工夫につなげていきます。なお、指導期間は「原則の指導期間」に準じますが、必ずしも1年間で退室をすべきものではなく、学校生活の1年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うという趣旨で指導期間1年間と定めています。

<原則の指導期間の考え方>

① 年度初めから入室（指導開始）している児童・生徒について（※）

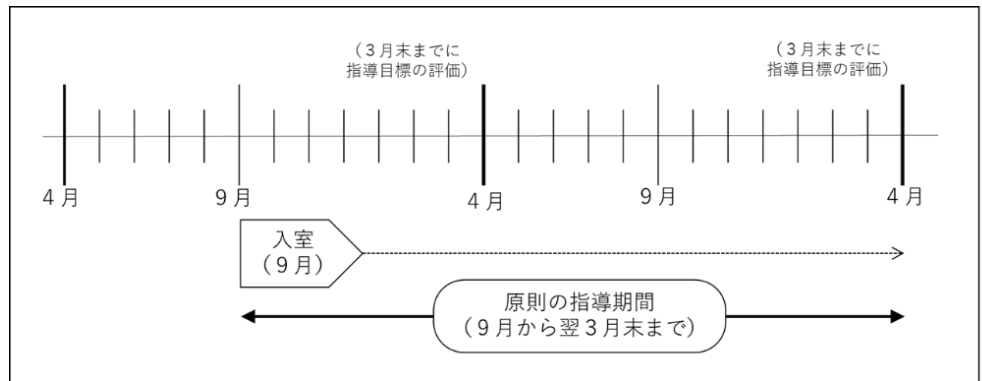
➡ 4月から3月末まで

※ 4月7日までに、特別支援教室で指導を受けるとされている児童・生徒



② 年度途中から入室した児童・生徒について

➡入室した月から翌3月末まで



4 「すまいるルーム」による指導を行う場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す、自立活動の内容を参考にし、具体的な目標や内容を定めます。

「すまいるルーム」での指導を受けることが決定した場合は、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の内容を踏まえて、特別支援教室における指導目標及び指導の手だて等を記入し、本人・保護者合意の下、原本を保護者に渡します。

評価の場面では、「連携型個別指導計画」における「指導経過及び評価」を記入し、保護者面談等を通して原本を保護者に渡します。

※小学校※

評価の総括の場面は「4月から10月末まで」と「11月から3月末まで」とします。ただし、この期間の中で児童の変容が見られた等、短期的な目標の見直し、指導内容や手だての再検討等が必要な場合は、この評価の時期に関わらず、指導の経過及び評価の記録を「連携型個別指導計画」上に残してください。

※中学校※

学期ごとに指導の振り返りや評価を行い、必要があれば短期的な目標の見直し、指導内容や手だての再検討等を行い、長期的な目標の達成を目指してください。

<連携型個別指導計画の流れ>

